



Title	政治と宗教（3）：ナチズムとパレスチナ問題におけるユダヤ人問題
Author(s)	巢山, 靖司
Citation	大阪外国語大学論集. 1990, 3, p. 201-208
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79501
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

政治と宗教 (3)

—ナチズムとパレスチナ問題におけるユダヤ人問題—

巢山靖司

6. パリア民族としてのユダヤ民族

ユダヤ人たちは広く握らえるならば「客人民族」Gastvolk⁽¹⁾であるといえよう。客人民族という概念は、端的にいうならば他民族が所有ないし占有する地域のなかで、その民族の支配下あるいは保護下に置かれ、少数者のある種のゲマインシャフトを維持している「民族」である。客人民族は、土地の所有ないし占有にあづかる資格を元々欠いている存在であるがゆえに、一般に歴史的に資本主義の形成・成立と共に生れた民族とは著しく異なっている。近代社会が世界史的に形成される過程で生れてきた民族は、自然的与件としての国土を前提にして、資本主義の形成と共にその生産力を階級的に総括・統括する民族国家の形成へと連係していった。この点からしてユダヤ民族を客人民族として把握するとき、ユダヤ民族は近代的な民族形成へと連係する前提条件が欠如していた点にまず十分注目する必要がある。

しかし、ユダヤ民族を客人民族として把握すればその特長を十分説明でき、以ってユダヤ民族の開放への展望を透視できるというわけではない。ユダヤ民族は、客人民族という概念範疇では十分説明、分析しきれない複雑な問題をもっているからである。ちなみにユダヤ民族を他民族の占領地域に寄留し土地の所有・占有を欠如した客人民族として把握したところで、何故にそのような状態に陥ったのかという問題は説明できないし、またユダヤ民族の置かれた状態を十分に分析できない。この点について一定の納得できる解答を提供するためには、客人民族をより詳細に説明する概念操置が必要とされと考えられる。そうした目的のための概念操置を「パリア民族」Pariavolkに求めてみたい。

このパリア民族という概念は、マックス・ヴェーバーのものであることはすでに言及した通りであるが、より詳細に再度取り上げてみたい。ヴェーバーは、客人民族の形成過程をインドのカースト制度と関係づけて、以下のようにいっている。かれによれば、「一方における森林＝山嶽地帯における異種族の人口増加と、地方における漸増する富を持った文化発展地域における労働に反対する需要の増大が存在した場合、その地域の定住民が引きうけることをいやがる多数の下級なあるいは宗教的に不浄と考えられるような仕事を、異種族の労務者たちにゆだねることになった。就中、規模の大きな聚落においては、こうした異種族の労務者が大量に存在し、半永久的に

居住しつづけた。しかしかれらは主たる種族に同化することなく、かれら自身の種族団体にとどまり続けた。そうした過程が発展する過程でついに、客人手工業者は次の如き形態で高度に発展することもあった。……一定の高度な訓練によって技能を取得される手工業が、その土地に定住はしているが、しかし主たる種族の村落住民から仲間にならずとみなされているような人々の手中に全面的に握られている、という形態である。」ということである。ヴェーバーはさらに次の如くいう。「これらの人達は、一般の村落住民がもっている諸々の権利に参加することは許されず、むしろ自分達の間に超局地的な団体を形成している。この団体に対してかれらは責任を負わなければならない、逆にこの団体はかれらを裁いている。一方定住する一般の村落民との関係では、かれらは宗教上、その他の点で君主によって保障を与えられ、単に客人としての権利を享受しているにすぎない。……かれらは客人の手工業者になっている場合が多いのであるが、通婚や食事の共同体より閉め出されている場合が一般的である。かれらは常に必ずしもそうであるとはいえないが、儀礼的な面からして“不浄”とみなされているからである。こうしたことはきわめてよく見うけられる例であるといえよう。」⁽²⁾

このように客人民族であるが、その民族が宗教的な儀礼上の理由から差別されることがあるとき「パリア民族」Pariavolk と概念化されるのである。すなわち、種族共同体ないし民族がその社会において不可欠なる社会的分業の一部を担っているのであるが、宗教的な儀礼からしてその社会に同化しないとして、身分ないし精神的価値の面で支配民族によってきわめて低い地位に位置づけられ、そうされることによって不可欠な社会的分業の一部、具体的には不可欠な職業そのものも賤しい不浄なる職業として差別される場合、その種族・民族はパリアとされるのである。ユダヤ民族は、このように考えると、パリア民族の典型と考えられるのである。ユダヤ民族は、ユダヤ教を母胎にしてキリスト教が成立し、キリスト教徒が歴史的に主要な役割を演ずるようになって以来、支配者のキリスト教徒によってユダヤ教の儀礼をかたくなに厳守しているという理由により聖餐式への参加を拒否され、西欧社会においての市民権の享受より閉め出された。ユダヤ教徒も自ら聖餐式への参加をユダヤ教ゆえにみとめなかった。しかし聖餐式への参加は、中世のヨーロッパ社会において都市の構成員全体による共同体的な儀式であったがゆえに、これへの参加の拒否、すなわち市民権の享受の拒否は共同体よりの放逐を意味していた。かくしてユダヤ民族は、社会内部の土地所有ないし占有と結合した生産行為に従事することはなく、社会と社会の「空隙」において、共同体社会に寄生し、それを収奪する商業、高利貸などに従事する以外に生きる方法は見出せなかった。ユダヤ民族は、社会のこの支配者である君主・政治家・領主・地主・貴族と結びつきをもって、かれらが社会的に農奴を中心として被支配者を収奪するのに加勢して、自己の前期的資本の営みを発展させた。その結果、無慈悲な支配者とユダヤ民族は同列視され、生産的な大衆によって差別され、憎悪、軽蔑の対象とされたのである。

ところで、ユダヤ民族がローマ時代や中世において如何にパリア的要素を拡大・濃化していったかという問題は、後の別の機会に詳論することにして、ここではユダヤ教成立時におけ

るユダヤ民族＝パリア論をより詳細に論じておく必要があると考えられる。ユダヤ民族のパリア的性格はこの時点において原型的に把握されるからである。

この問題を考察するに当たって、すでに論じた如くバビロン捕囚といった歴史的事実はその客観的条件としてはきわめて重要であるといわざるをえないのであるが、同時に重要なものは主観的条件である。そしてその主観的条件のうちとくに重要なものは、預言者の影響力とユダヤ教に基づく儀礼的習慣であったと考えられる。すでに論じたことであるゆえユダヤ民族＝パリア民族論との関係で、つまり新しい観点よりこの問題にアプローチするならば次のようになる。すでに説明したように、イスラエルはヤハウェの神との契約に基づいた12部族による誓約共同体として構成され発足した。しかしヤハウェ信仰を北方の農耕的、視角的、偶像崇拜的な信仰より区別して唯一神的、砂漠的、聴覚的、倫理的な信仰として確立するに当たって、祭司、預言者、教養的知識人の存在を忘れることは許されない。レビびとと祭司はイスラエルの北方に影響された呪術的、偶像崇拜的な傾向を否定し、律法を律法として整理して倫理思想を体系化した。預言者は、ヤハウェの神の言葉を預かるものとして、レビびとと祭司が体系化した信仰に内面化した形で神の要求する価値をあたえ、ヤハウェ信仰をきわめて高い次元にまで高めることに成功した。こうした過程において俗人的な知識人の存在を忘れることはできない。かれらは世俗人として預言者と一般大衆の中間に立ち預言者の予言が大衆一般の中に浸透し、それが血肉化するに当り重要な役割をはたした。イスラエルの宗教、とくにユダヤ教が形成、成立に当たって祭司・預言者・知識人の3社会層はきわめて重要な役割をはたした。しかし、就中預言者は、とくに重要であった。預言者は大衆に背を向けるのではなく神より預かった言葉を大衆に語り、民族の危機・神との契約の不履行・律法の遵守を大衆に常に要求した。「禍いの予言」・「禍いの神義論」は預言者のこうした性格を如実に語っている。さらに、預言者は第2イザヤの「主の僕」に典型的に表現されるように、ユダヤ民族の苦難な歴史的出来事を贖罪論的に理由づけして大衆に説明した。すなわち、ユダヤ民族が捕囚の身となり苦しみの中に陥れられたことを、人間全体を救済するために神が選んだ行為であると説明した。すでに説明したことではあるが、ユダヤ民族は、預言者のこの論理を受け入れることにより、バビロン捕囚をはじめとして民族的な苦しみを意味づけ、勇気と希望をもち続けることになったのである。これは一般的にいわれているユダヤ民族の「苦悩と貧困と恥辱の栄光化」であったのであるが、それは同時にユダヤ民族選民論に通じていた。ユダヤ民族をパリア民族として把握するに当たって、このユダヤ選民主義はきわめて重要な意味をもっていた点留意しなければならない。

こうしたユダヤ選民主義＝ユダヤ選民思想は、他の諸民族ときわめて厳しい緊張関係をもち、その緊張に耐えつつ生きながらえるためには絶対に必要不可欠のものであった、といえよう。したがって、ユダヤ教と結合した儀礼的習慣は、このユダヤ選民思想に連係する。これによってきわめて独特な特異なもの、それゆえに排他的な性格を濃化してゆくことになり、律法化されユダヤ教の中心的特徴ともなっていた。ここで儀礼的習慣についてパリア民族論との関係で、若干詳

論しておかなければならない。

古代においては、エジプト人やインド人は牛肉を食うような民族の口と食器に接触することは避けていたが、こうしたことはイスラエルでは看取されなかった。イスラエルでは外国人に対する儀礼的遮断は元来存在しなかった。⁽⁴⁾実質的な儀礼的遮断として排他性が生れたのは、ユダヤ教としての教団が形成される過程であった。すでに説明した如く、ユダヤ教団は成立の当初においては政治的では必ずしもなかった。しかしエルサレムに第二神殿が形成され、神殿を中心にして政治が展開される体制ができあがると他民族とユダヤ民族を区別する儀礼的習慣は整備され、強い排他性が現われた。したがって、パリア民族論との関連で儀礼的習慣を問題にするに当っては、ユダヤ教の教団が教団国家に発展する問題に触れる必要があると考えられる。

バビロンの捕囚直後においては、一般の祭司が大衆を導いていたのであるが、「祭司たちはダビデ一族の王権を再建するなどといった」政治権力の問題にあまり関心がなかった。むしろ固有の政治の問題は、外国の王ないし代官が解決してくればよいとまで考える風潮があった。ペルシャの支配下にユダヤ民族は置かれていたが、支配者としてのペルシャ側もこの風潮を迎え入れていた。しかしユダヤ側としては宗教的に内在化すればするほど宗教面における組織的な整備が必要とされるに至った。祭司の中より祭司の長たる「大祭司」が選出された。かれは一般の祭司を指揮し、「清めの諸要求が高まったことや、神殿の至聖所に入る特権や、特定の儀式を実施する独占的資格やによって特別な地位を与えられた祭司政治の代表者」⁽⁶⁾であった。彼は、祭司に影響された捕囚預言と儀礼的命令や習慣の祭司による編纂に努力した。さらに編纂された儀礼的命令や習慣は、具体的命令として日常生活に適用され易くするため、それまで存在していた命令、習慣などを文書にして布告し、一般大衆がそれを遵守すべく政治的方策をとった。この過程において、祭司として完全な資格をもつ祭司氏族とこの氏族から区別された祭司としての職務能力をもたないレビびとや礼拝奉仕人・教団の一般職員などが明確に区別された。そしてこれが公的名簿に記入され、階層序列分けが完成した。こうした作業はペルシャの権力によって承認された上でなされたがゆえに、より大きな大義名分をもっていた。大祭司を中心とした教団国家はやがてアルタクセルクセスの治下において以下の事業を行うことに成功した。第一に、ユダヤ人の宦官で王の寵臣たるネヘミヤが全権をもってエルサレムの教団国家を新しく編成、組織しなおし、エルサレムに城壁をめぐらし、シノイキスモス＝強制集住を遂行し、教団国家としての支配権を確立した。これにより、非政治的目的・非政治的組織として出発したユダヤ教教団は、同時に政治的集団へと発展した。第二に、捕囚期に教団の祭司たちによってバビロンで完成された「法典」は、政治権力によって公権力による束縛力あるものとして一般に告知され、同時に政治にたずさわるものは法典に従った政治をやるのが強制された。このことは、儀礼的命令と習慣に基づく儀礼的遮断が、教団国家といった政治的権力によって一般に貫徹させられることになったことを意味していた。⁽⁷⁾

ユダヤ教における排他的な儀礼的遮断は、かくしてユダヤ民族＝パリア民族論を考えるに当っ

てきわめて重要な意味をもつことになる。以下、その儀礼的遮断に関する若干の事例について考察しておこう。

まず、雑婚を絶対的に禁止したことを問題にせねばならない。捕囚期以前において他民族の人間と結婚することが宗教上絶対に悪いとして厳禁されていたわけではない。例えば女捕虜を妻として嫁とすることは許されていたし、ダビデの部族には有名な話であるが、ルツの物語で判明する如く異邦人の血が混入していたことは事実であった。また北方の農耕的バール信仰に対してヤハウエ信仰の純粋性を守る意味で、雑婚は一定程度好ましくないものとして禁止されている傾向にあったことは事実であるが、それも全面的なものでもなく、またそれほど厳しいものでもなかった。⁽⁸⁾しかし捕囚の後エルサレムに第二神殿が再建され、ユダヤ教が教団化され、さらに教団国家が形成されるようになると、雑婚は絶対的に禁止されるにいたる。雑婚の絶対的禁止は、ユダヤ民族選民主義の具体的な実体化と考えられるが、これを断行するに当って一連の神学的論争が展開されている。例えば、畑に種を色々混合してまいても意味がない。織物を織るに当って混合織りは余り好まれないとか、家畜においても純粋種がとおいと考えられている。これらの例と同様に民族においても雑種ともにユダヤ民族と他民族の混血は神に選ばれたユダヤ民族の純粋性を守るためには好ましいことではない、といった種のたわいない理屈が展開された。⁽⁹⁾

儀礼的習慣としての雑婚の禁止とならんで重要な意味をもったものに、異邦人との共同会食の問題があった。共同会食は、バビロン捕囚以前においては必ずしも厳格な禁止条項を伴うものではなかった。「創世記」第43章31節以下は次のようにいっている。「やがてかれ(ヨセフ)は顔を洗って出てきた。そして自分を制していった。『食事にしよう』。そこでヨセフはヨセフ、彼らは彼ら、陪食のエジプトびとと別々に席についた。エジプトびとはヘブルびとと共に食事することができなかった」。これは、エジプト人の都合によって別々の席について会食することになったが、ヨセフの側からは会食を拒まなかったことを示している。しかし、農耕的、偶像崇拝者との会食は禁止していた。ヤハウエの神は以下のことを禁止していた。「出エジプト記」第34章第15節は次のようにいっている。「おそらくあなたはその国に住む者と契約を結び、彼らの神々を慕って姦淫を行い、神々に犠牲をささげ、招かれて彼らの犠牲を食べ、また娘たちをあなたたちの息子にめとり、その娘たちが自分たちの神々を慕って姦淫を行い……」。つまりこれらの行為を神は禁止していたのである。しかしバビロン捕囚、エルサレムへの帰還、ユダヤ教団の成立以来異邦人との会食は厳禁されるにいたったとあってまちがいない。その厳しい禁止は会食そのものを禁止するというより、食する対象物、料理方法等が祭司法典に徴に入り細に入り規定され、食事方法そのものが厳しく限定されることにより、結果としてユダヤ人が異邦人と会食することができないようにするという方法をとっていた。「祭儀的十戒」は、高度に専門化した後に拡張されて巨大な影響力を持った食事についての規定を含んでいることで知れ渡っているが、以下の如き諸点は重要であろう。(1) 小山羊をその母の乳で煮てはならない。これは後に血とミルクを混合した料理は許されないことに発展した。(2) 坐骨神経を食べてはならない。これは後に

拡大され獣の腰肉を食べてはならないに発展した。(3) 脂肪を食べてはならない。これは後に四足類に限られると解釈、そのためにイスラエルは鷲鳥の脂肪を使用することを余儀なくされた。

(4) 血を含む肉を食べることの禁止。このため肉を塩出しして水洗いする必要が生れた。(5) 動物の死んだ肉、さかれた肉を食べることの禁止。これは後に屠殺の儀礼的な特別な管理が生れる原因になった。⁽¹⁰⁾以上、食物についての重要な禁止規定は、食物や料理方法そのものよりして禁止が生れてきたとは考えにくい。もしそうした場合があったとすれば、それは単純な迷信に基づいたと考えられる。では何故このような厳しい禁止規定が生れたのであろうか。ヴェーバーはこの点について、「ゲルマニアで馬肉を教会が禁止したばあいと同様に、このばあいも外国の祭儀の犠牲の食事を忌み嫌うことがその背後にあったのだ、と考えることがそれじしんもっとも真実らしいと思われる。」⁽¹¹⁾と語っている。ヴェーバーの言っている論点を筆者の関心に引きつけて、拡大して説明するならば、それはユダヤ民族選民主義と関係し、ユダヤ民族は他の民族とは異なっているということを強調することによってユダヤ民族の特殊性、より積極的というならばその優位性を主張することより生れた、と考えることが妥当であるように思われる。

こうした食物・料理方法の禁止と限定は、明らかにユダヤ人の異邦人との会食の機会を制限し、後の世の人々がユダヤ人の「人間憎悪」*Odium generis humani*という言葉でユダヤ人に対する非難の根拠をあたえることになった、と同時に動物の肉を食するに当り、屠殺方法を厳密に限定したことにより屠殺者は、特定の儀礼にしたがう者に限定され専門化し、さらに特別のライセンスが必要とされるにいたった。このことは、ユダヤ人はどこにでも居住できるのではなく、特定の屠殺者がいる地域にのみ住むことを余儀なくされたことを意味した。その地域は一般に都市であった。

共同の食事と共に儀礼的遮断の重要な構成要素として安息日の厳格な聖化が、捕囚期以後問題にされるにいたった。安息日の聖化・厳守は割礼をうけているという事実とは異なって、ユダヤ教徒ひとりひとりが積極的に教団の教えに従っているか否かを証明する意味をもっていた。と同時に安息日を守るという行為はきわめて日常的なものであり、エルサレム神殿と結合した祭儀的な機構ないし祭司が行う行事とは異なっていたので、信仰告白の意味を十分もっていた。その上ユダヤ教団に所属しない非ユダヤ教徒の間で職業を共にしていた場合には、安息日を守ることは困難であったので、困難を克服しつつなおかつ守るということになると、それはきわめて大きい儀礼的遮断を意味していた。また、農業の如く自然の運行的な営みに依拠して労働をおこない生活の糧を得る場合には、安息日の厳守はきわめて困難であったので、ユダヤ教徒は農業に従事することは事実上不可能になり、都市と結合した職業に走っていった。こうした安息日の厳守は、労働の休止、社会的ならびに私的活動の停止を意味していたが、これはさらに多くの禁止条項を生むことになった。第一に安息日には居住地域を離れてはならないという禁止命令が生れた。離れた場合は何らかの活動をなしていると考えられ、安息日を厳守していないと見なされた。第二は、火をたいてはならないという禁止命令が発せられ、ユダヤ教徒は金曜日までに食事を作り煮

ておかねばならなかった。その他、荷を運んではならない、荷を引く動物を埋葬してはならない、市場にいつてはならない、取引、契約を結んではならない、大声で話したり、仕事したりしてはならない、といった日常生活の隅々にまでとどいた禁止命令が生れた。しかし、この安息日の厳守とそれにとともなう詳細な禁止命令・条項の設定は、ユダヤ教に関する重要な問題に係り合っていた。すでに論じた如く、元来ユダヤ教は全体的に見ると政治的な宗教ではなく非政治主義をむしろ特徴としていた。安息日の厳守、禁止条項の生活の隅々までの浸透といった状況は、事実上戦争を不可能にしていた。⁽¹²⁾ この場合安息日の問題だけでなく、食事に関する食物・料理方法の問題も関係していたことは、あえて説明する必要もないと考えられる。のちに信仰のための戦争は、神聖化されたが、ヴェーバーによれば「謙虚なユダヤ人の最後決定的非軍事化は、これによって完成した。」⁽¹³⁾ ということになる。

以上で宗教的儀礼がユダヤ教の場合、きわめて特異であり、それゆえにその儀礼的習慣はユダヤ民族選民主義に紆曲してユダヤ民族を他民族より区別し遮断する意味をもっていたことが理解されよう。この儀礼的習慣の完成こそが、ユダヤ民族をパリア民族として完成させる前提条件であったのである。⁽¹⁴⁾ かくしてデアスポラ状況が発展する過程においてこのユダヤ民族のパリア民族的性格は、より拡大し発展してゆくことになる。

〔註〕

- (1) ユダヤ民族は、歴史的に考えると客人民族の典型であるが、客人民族としてアメリカ合衆国における黒人もこの範疇によって把握されうると考えられる。黒人は19世紀中頃までアメリカの南部で奴隷として支配される存在であったが、それ以前はアフリカで生活し、独特の文化を形成していた。しかしアメリカの南部で奴隷として把握されて以来、人種的に白人に比較して劣等なる存在として支配者によって位置づけられることにより差別された。その差別の理由づけに当り黒い皮膚が問題とされた。彼らは WASP 的なアメリカ社会の中にあって客人的な地位しかあたえられず、社会の底辺に閉じ込められていた。しかし、アメリカの黒人はユダヤ民族と客人民族としての共通点を持つてはいるものの、同時に次の点でユダヤ民族と相違していることも事実である。アメリカの黒人は、アメリカ的なキリスト教文化に積極的に同化する方向で行動し、元来もっていたアフリカの文化を白人に対抗するという意味で強く主張し、アメリカ内部で孤立した黒人社会を形成しようとはせず、それゆえに社会と社会の「空隙」に住むのではなくアメリカ社会内部では生産活動に従事していた。これに対してユダヤ民族は個人として西欧・東欧などの社会に同化して改宗する人もいたのであるが、民族としてはユダヤ教を信じ、それゆえに他の宗教となじまない固有の儀式を厳守していたがゆえに、その社会内部では支配民族からはなじめない集団として儀礼上の理由により差別されていた。この問題を把握するに当たっては、客人民族という概念だけでは不十分であり、パリア民族という概念が必要とされる。
- (2) Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd. II, S.11f.
- (3) ユダヤの預言者は、特異性をもっていた。そのことはインドにおける預言者と比較するならば明らかになる。インドの預言者は大衆と対話するのではなく、大衆に背を向けて、人里離れた場所にたてこもり、一般人ができない神秘的な体験をすることによって益々大衆と離れ、「模範的預言者」となっていた。これに対し、ユダヤの預言者は、神の言葉を預かり、それを大衆に語り、対話し民族の危機、大衆の墮落を

正し「使命的預言者」となっていた。

- (4) 古代のイスラエルにおいては、他の民族がそれぞれの神を崇拝するのをヤハウェの名において非難するということはほとんどなかった。この点についてはすでに論じたが、ヤハウェ信仰は排他的な唯一神教ではなく、他民族が別の神体系を信仰するのは自由であるが、われらイスラエルの民はヤハウェを信仰するというものであった。
- (5) Max Weber, op cit. 内田芳明訳『古代ユダヤ教II』535ページ
- (6) ebenda. 同上邦訳書 535—536ページ
- (8) 旧約聖書には異邦人との結婚の話がでていいる。「創世記」第34章においては、ヤコブの娘デナとカナンの地シケムのハモルの子シケムが恋愛をして結婚する話が語られている。この場合ヤコブは異邦人のハモルの子シケムが、割礼を受けるならば、デナと結婚してもよいとしている。同じく「創世記」第38章はその頃ユダは兄弟たちから離れて下り、マドラムびとで名をヒラと云う者のところへ行行った。ユダはそのところで名をシュアというカナンびとの娘を見て、これをめとり、その所に入った」といっている。このようにバビロン捕囚以前においては、他民族の人間と結婚する例はいくらでもあったのである。したがって、エズラ以来他民族との婚姻が厳しく禁止されるにいたったのは、ユダヤ教の成立、それにとまう儀礼的命令、習慣の確立と連係していたと考えられるのである。
- (9) Max Waber, op cit 邦訳 521, 536—537, ページ
- (10) ebenda 邦訳 537ページ
- (11) ebenda 邦訳 539ページ
- (12) ebenda 邦訳 541ページ
- (13) ebenda 邦訳 542ページ
- (14) パリアという、我々はパリア・カストといわれるインドの宗教集団について想いをめぐらす、これとユダヤ教徒は次の点で異なっていた。

第一に、ユダヤ民族はカースト制度のない世界に生きたただ一つのパリア＝賤民であったということである。インドの場合、カストは一つではなく複数ありそれが重層化していた。第二に、宗教的救済の方法がインドの場合とユダヤの場合は根本的に異なっていた。この点は重要であるのであとで詳論する。第三は儀礼による社会的環境よりの遮断は、ユダヤ教徒の当為の一面にすぎず、ユダヤ人はある種の合理性をもった世俗的宗教倫理をもっていた、ということである。三点のうち第二点のものについてヴェーバーは次の如くいっている。「インドにおけるパリア・カーストの場合にはもし儀礼的に正しい、換言するならばカーストに忠実な姿勢でのぞむならば、報償として永遠不変とみなされている現世のカースト組織の中で生れ変わり、カースト制度の内でも上昇することが許された。その場合、カースト秩序が普遍的に維持され、カースト内部の個人の地位が不変であり、またカーストの相互関係にも変動はない、それゆえ社会は保守的で変化がないこと、これが前提条件であった。何故ならば、この世界は永遠であって変りなく、歴史を知らないからである」「ユダヤ人の救済の約束は正反対であった。つまり世界における社会的秩序は、将来に約束されたものとはまったく相入れられないもので、将来において世界的事件が起り、その時には支配民族である地位が再度ユダヤ民族にかえって来るものと考えられていた。現世的世界は永遠に続くものでもなく不変ではない。世界は創造されたものであり、その秩序は、人間の行為、とくにユダヤ人の行為とこれに対する神の反作用によって決定されたと考えられている。すなわち、現世はある種の歴史的に創造され生れたものであり、いつか再び神が思うままに創造され直されるように決定されているのである」。Max Waber, Geasammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. III. S.5f.

(1990. 5. 8 受理)